

第3章 給水装置工事の施工

第1節 工事施工上の注意事項

給水装置の設計がいかに綿密・精巧であっても、現場における施工が不良、粗雑なときは通水の阻害や漏水、その他不測の事故発生の原因となり、保健衛生上にも種々弊害を起こすことになるため、定められた工法に基づき正確、丁寧に施工しなければならない。

第2節 給水装置工事の施工

1 給水管の分岐

管理者は、水を適正に供給するために、給水管の分岐位置を条例第5条第3項の規定により静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に対し、指示するものとする。

給水管の分岐工事は、次の事項を遵守して行うこと。

(1) 水道以外の管との誤接続を行わないよう十分な調査を行うこと。

配水管又は既設給水管からの給水管取り出しする場合に当たっては、ガス管、工業用水道管等の水道管以外の管と誤接続が行われないように、埋設された明示シート、既設消火栓・仕切弁等の位置の確認、音聴、試験掘削等により、当該配水管等であることを確認の上、施工すること。

(2) 既設給水管、配水管からの分岐に当たっては、穿孔による管体強度の劣化防止、給水装置相互間の流量への影響防止等から、他の給水管の分岐位置から30cm以上離すこと。また、維持管理を考慮して配水管等の継手端面からも、30cm以上離すこと。

(3) 配水管及び既設給水管から分岐する管の口径は、管体強度の劣化等を防止するため、原則として配水管及び既設給水管の口径よりも2サイズダウン以下の口径とすること、ただし、チーズ等の分岐により管体強度に影響がないと認められる場合はこの限りではない。また、給水管内の水の停滞による水質の悪化を防止するため、分岐給水管の口径は事前に管理者と協議すること。

(4) 異形管及び継手から給水管の分岐を行わないこと。

異形管及び継手からの分岐は、その構造上、的確な給水用具の取付けが困難であるため、分岐は配水管等の直管部からとする。

(5) 原則、仕切弁より交差点内で分岐を行わないこと。第3章第3節2(2)を参照。

(6) 分岐工事は、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、耐震型割T字管又は、T字管、チーズを用いること。

配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル分水栓、耐震型割T字管等の給水用具を用いる方法と、配水管等を切断し、T字管、チーズの給水用具を用いて分岐する方法のうち適切な方法を選択すること。

(7) 分岐に当たっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル分水栓等の取付けは、片締めにならないようにすること（第3章第3節7参照）。

配水管等の外面に付着している土砂や、必要により外面被覆材等を除去し、清掃すること。サドル分水栓等の取付けに際しては、ボルトの片締めによる分水栓の移動やパッキンの変形が生じないように平均して締め付け、十分な水密性を保持できるよう、入念に行うこと。

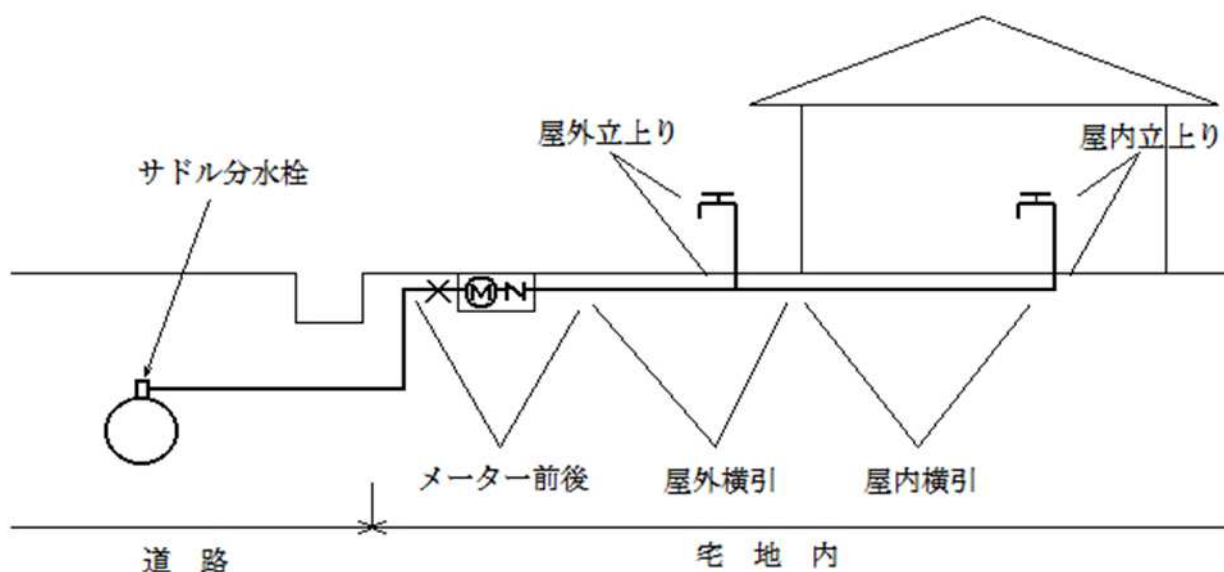
分岐から止水栓の間には、メタルパッキンを使用すること。

- (8) 穿孔機は、配水管、給水管の材質に応じて、手動穿孔機、電動穿孔機を使い分け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用し、ドレン管を取付け、切粉等を排水しながら行うこと。
穿孔機の取付けは、配水管等の損傷及び作業の安全を考慮し、確実に取り付けること。また、摩耗したドリル及びカッターは、管のライニング材のめくれ、剥離等を生じやすいので使用しないこと。
ア ダクタイトル鋳鉄管・鋼管は、手動穿孔機又は電動穿孔機を使用すること。
イ ビニル管・ポリエチレン管は、手動穿孔機を使用すること。
- (9) 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。
配水管等に穿孔する場合は、配水管等に施されている内面ライニング材、内面塗膜等の剥離に注意するとともに、サドル分水栓等での穿孔端面の防食のために、適切なコアを装着する等の措置を行うこと。
- (10) その他の遵守事項
ア 工事は、必ず設計図書に基づいて施工すること。
イ 給水装置工事に伴い、不用な給水管は、分水止めを行うこと。
ウ 配水管に付属する仕切弁及び消火栓の操作は、管理者の指導に従うこと。
エ 口径 75mm 以上の穿孔作業は、管理者の立会いのもと、行うこと。
オ 水道配水用ポリエチレン管の配管作業を行う者は、次の（ア）、（イ）に示すいずれかの講習会の修了者であること。
（ア）配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の技術講習会修了者
（イ）旧団体（水道用ポリエチレンパイプシステム研究会、配水用ポリエチレン管協会）主催の講習会修了者
- 2 給水管の埋設深さ及び占用位置（第3章第3節5参照）
(1) 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の指示に従うものとし、敷地部分にあつては 0.3m 以上を標準とすること。ただし、水管橋取付け部の堤防横断箇所や他の埋設物との交差の関係等で、土被りを標準又は規定値までとれない場合は、河川管理者又は道路管理者と協議することとし、必要に応じて防護措置を施すこと。
(2) 道路部分に配管する場合は、その占用位置を誤らないようにし、道路を横断して給水管を配管する場合は、ガス管、電話ケーブル、電気ケーブル、下水管等他の埋設物に十分注意し、道路管理者が定めた占用位置に配管すること。
(3) 他の埋設物との離隔を 30cm 以上とること。30cm 以上の離隔が取れない場合は、サンドブラスト（サンドエロージョン）現象による損傷を防ぐ措置をすること。
例：給水管に摩耗板（耐摩耗性に優れたゴムシート）を巻き付ける
板状の摩耗板を給水管よりに設置する
- 3 給水管の明示（第3章第3節6参照）
(1) 道路部分に布設する共同管及び給水管には、埋設明示テープ及びロケーティングワイヤーを設置すること。
(2) 管を埋め戻しする場合に、埋設する給水管の上 0.3m に埋設明示シートを施工すること。また、埋設明示シートの位置が、上層路盤又は下層路盤の中に位置する場合は、上層路盤又は下層路盤の下に設置すること。
(3) 敷地に布設する給水管の位置について、維持管理上明示する必要がある場合は、明示杭等によりその位置を明示すること。

第3節 標準図

1 標準配管工事

配管工事は下図を標準とすること。



(1) 道路部分の配管

ア 口径 20mm～口径 40mm の配管については、水道用ポリエチレン二層管（1種二層管）を使用し、「3 口径別配管図（基本形態）」を参照すること。

イ 口径 50mm の配管については、水道用ポリエチレン二層管（1種二層管）又は水道配水用ポリエチレン管を使用し、「3 口径別配管図（基本形態）」を参照すること。

ウ 口径 75mm 以上の配管については、管理者と協議の上、決定すること。

エ 給水管を分岐する場合は、原則としてサドル分水栓を使用すること。

オ 配管は給水管に伸縮性を保たせ、かつ分岐後の配管に不均衡荷重が加わらないよう配管すること。

(2) 止水栓及びメーター前後直管 0.5m の管種

ア 口径 20mm～口径 40mm の場合は、水道用ポリエチレン二層管（1種二層管）を使用すること。

イ 口径 50mm の場合は、水道用ポリエチレン二層管（1種二層管）又は水道配水用ポリエチレン管を使用すること。

ウ 口径 75mm 以上の配管の場合は、管理者と協議の上、決定すること。

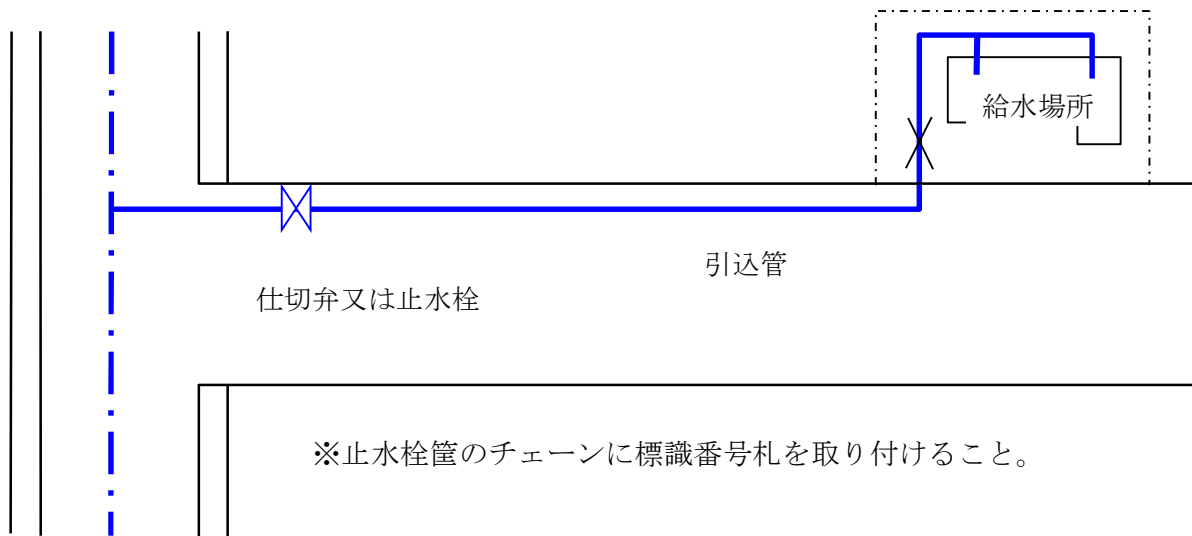
(3) メーター前後の給水管口径について

正しく水量を計量するため、メーター前後の給水管の口径は、メーターと同口径とすること。ただし、配水管の布設替等により道路部分を 13mm から 20mm へ増径する場合は、20mm×13mm の異径伸縮の器具を使用することができる。

2 配管施工上の注意

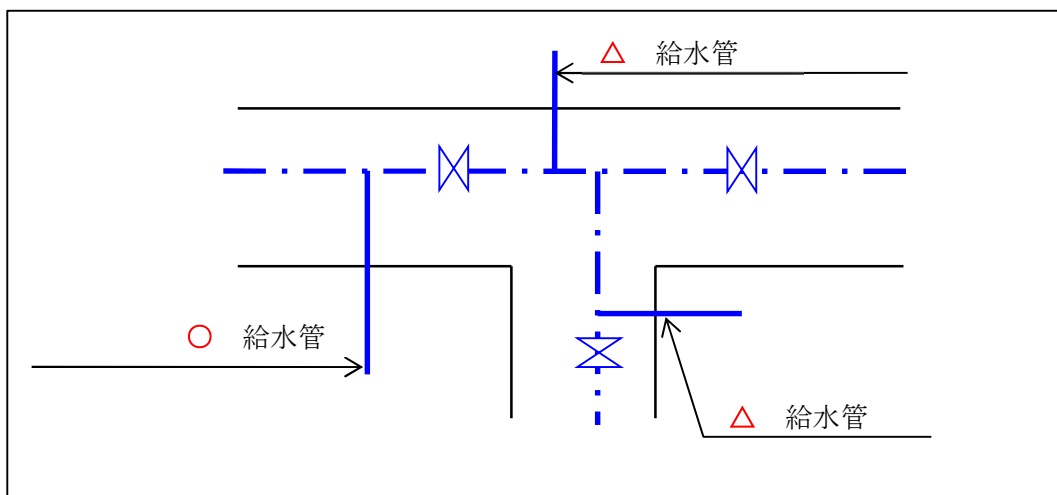
(1) 給水管の引込延長が長い場合

協議の上、仕切弁又は止水栓を設置すること。



(2) 交差点付近の給水管の引込工事

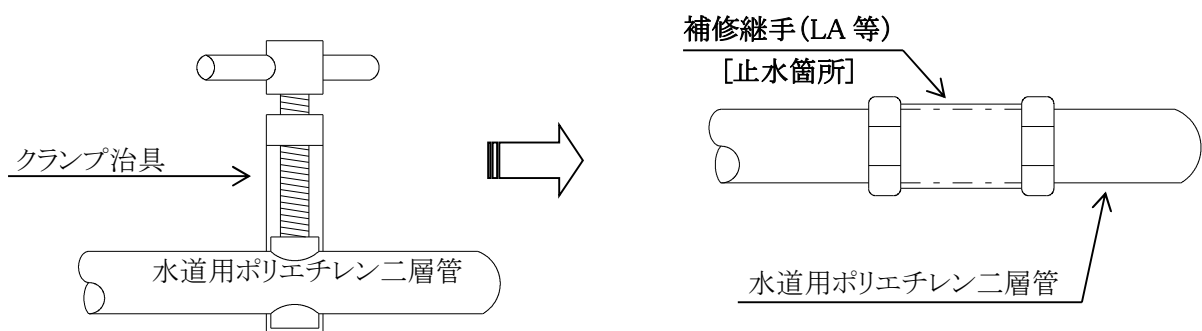
給水管の引込位置及び埋設位置は、仕切弁より交差点外側が望ましい。



(3) スクイズオフ工法上の注意

クランプ治具（断水器具）使用後の給水管保護

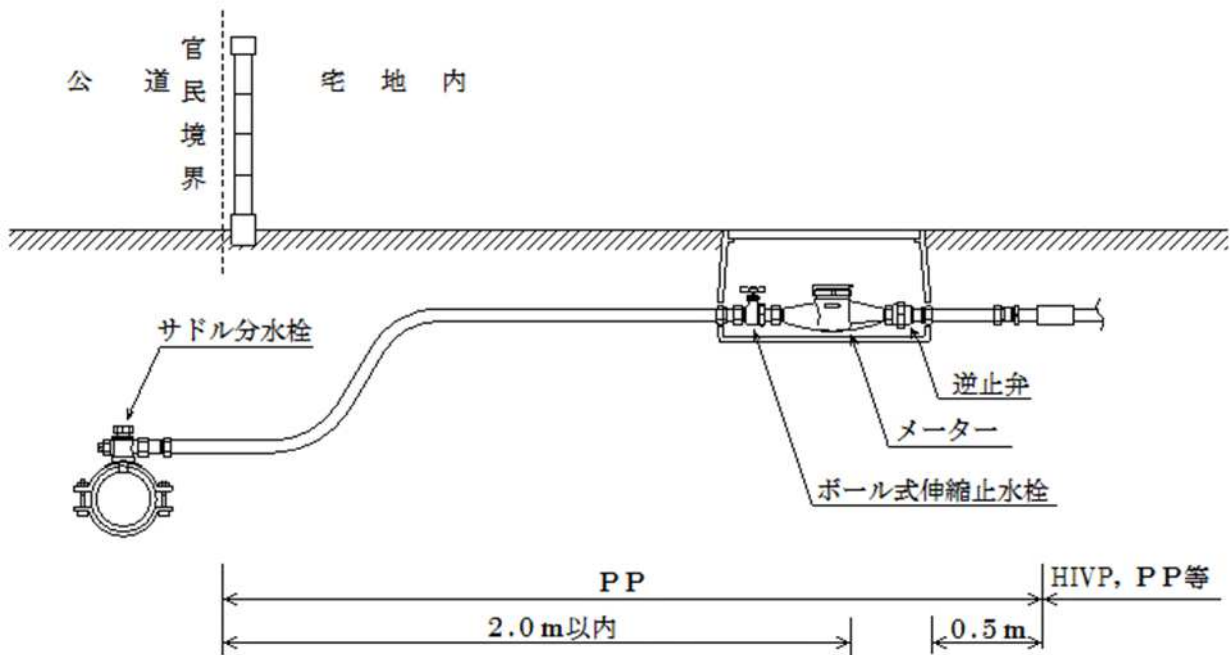
クランプ治具（断水器具）を使用し止水した場合に、給水管保護のためLA等の給水補修継手等にて管保護を実施し、テープで巻き、漏水防止対策を行うこと。原則、硬質塩化ビニル管にはクランプ器具（断水器具）を使用しないこと。



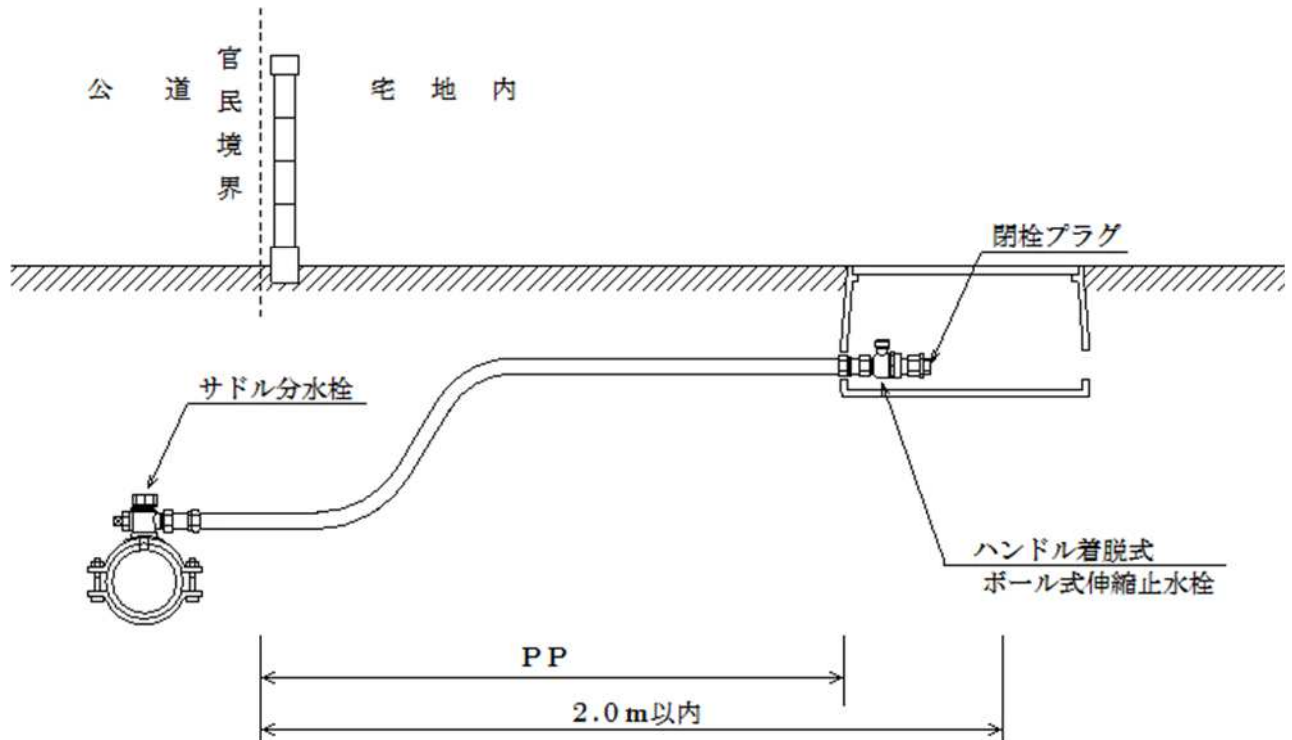
3 口径別配管図（基本形態）

(1) 口径 20mm ~ 口径 25mm（水道用ポリエチレン二層管）の配管図

新設開栓

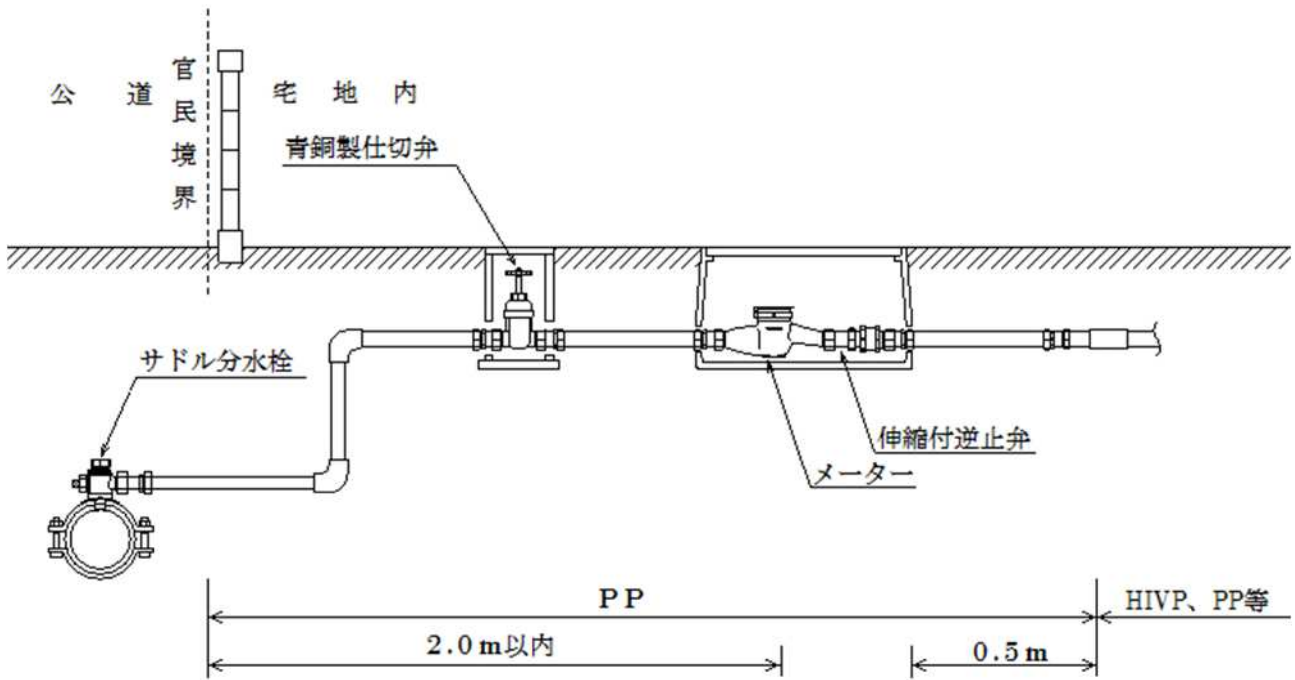


新設閉栓

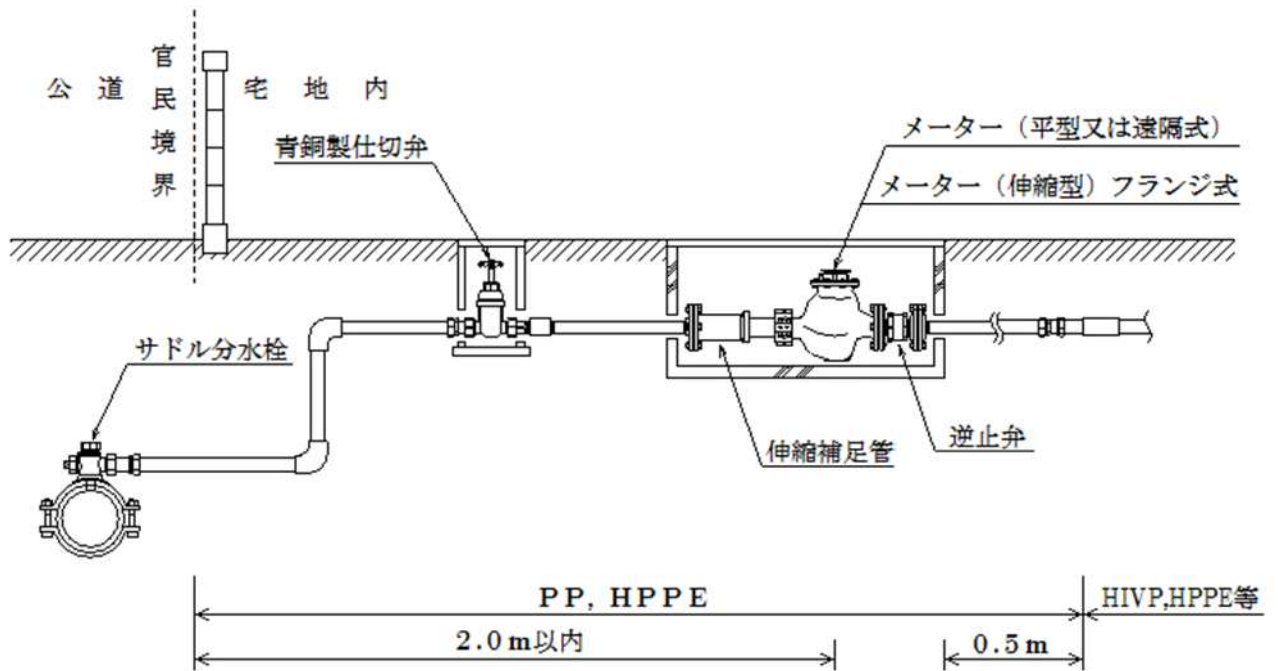


※メーター設置を官民境界もしくは道路境界から管延長 2.0m 以内の敷地（宅地）内にできない場合は、仕切弁または止水栓を設置すること。

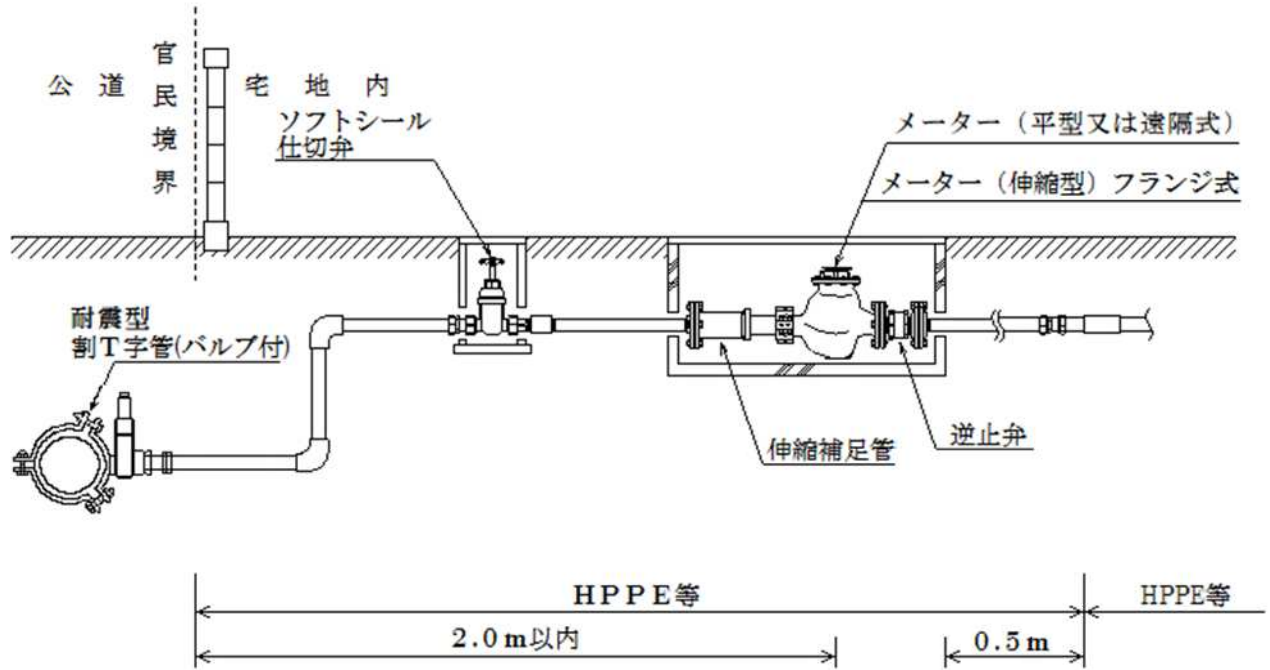
(2) 口径 40mm (水道用ポリエチレン二層管) の配管図



(3) 口径 50mm (水道用ポリエチレン二層管・水道配水用ポリエチレン管) の配管図

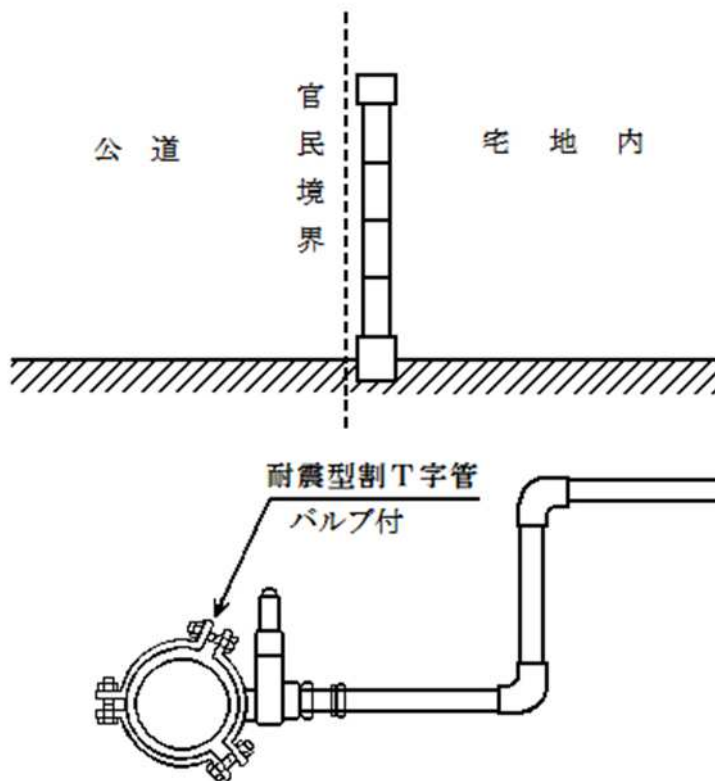


(4) 口径 75mm 以上の配管図



口径 75mm 以上の配管については、管理者と協議の上、決定する。

(5) 割T字管 (バルブ付) 配管図 (※配水管埋設深さ土被り 0.8m 未満の場合)



※割T字管は耐震型を使用し、コアを挿入すること。

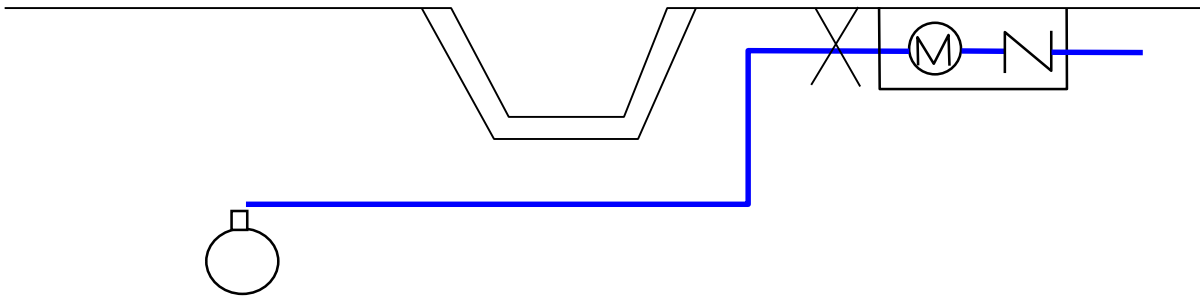
※宅地内の配管は (2)、(3) 及び (4) の配管図を参照すること。

4 水路等を横断する場合の施工基準

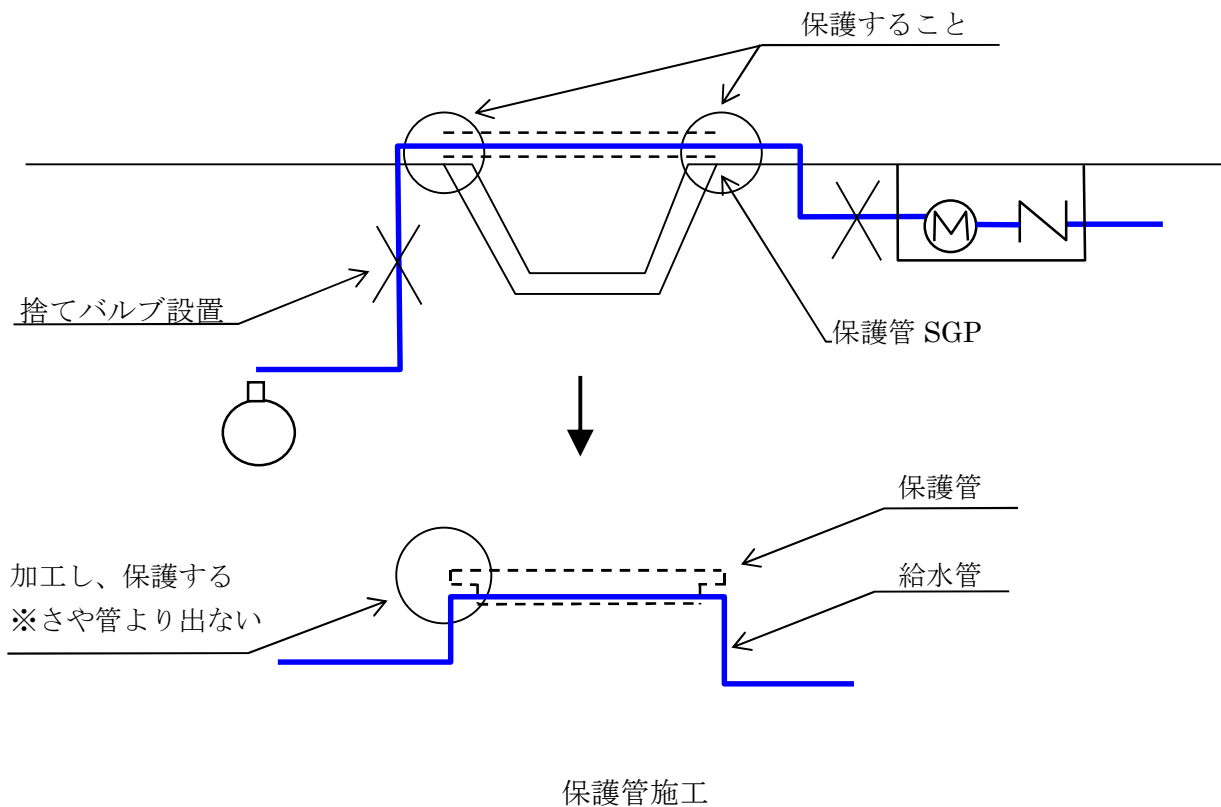
水路等を横断して布設する場合は、河川管理者と十分協議し、占用条件に従って布設する。水路等の横断は、原則として下越しとし、保護管を施工すること。

※ 静岡市法定外公共物（河川）工作物設置許可基準による。

(1) 水路等を横断（下越し）する場合

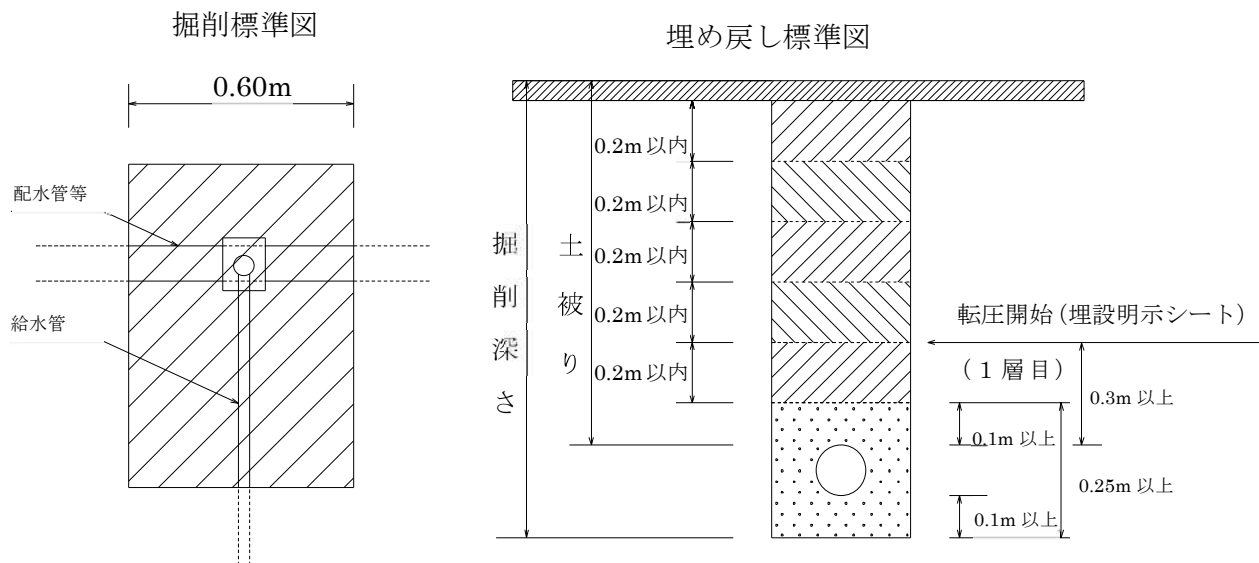


(2) 水路等を横断（上越し）する場合 （※原則として下越しで施工）



5 掘削及び埋め戻し

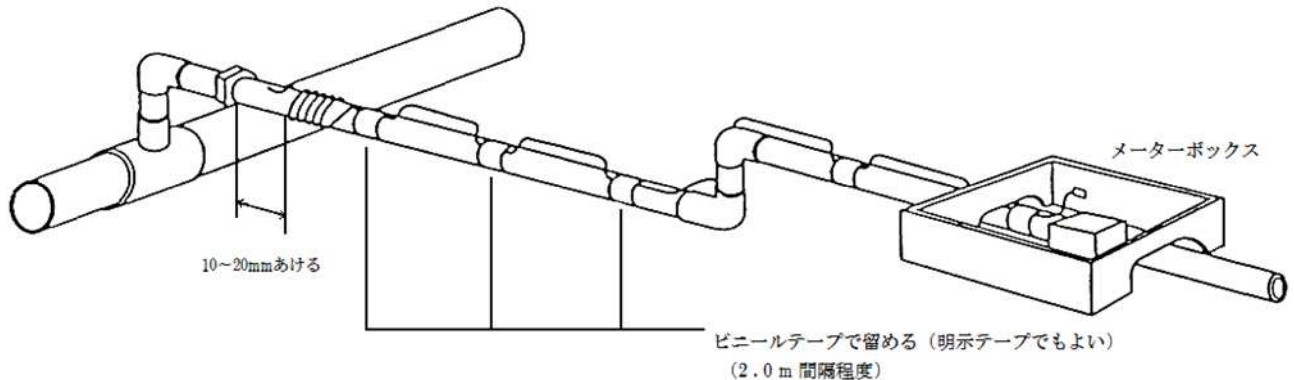
- (1) 舗装道路の掘削は、隣接する既設舗装部分への影響がないようカッターを使用し、周りは方形に切断し埋設物に注意し、所定の深さに掘削すること。なお、舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、排水吸引機能を有す切断機械等により回収すること。
- (2) 掘削は、所定の断面に従って行い、掘り過ぎ、えぐり掘り等をしないこと。
- (3) 掘削の深さが 1.5m を超える場合、原則として土留工を施すこと。
- (4) 配管掘削溝の寸法は、掘削標準図のとおりとすること。なお、重量車両の通行等によって管が損傷するおそれがある場合は、適切な防護処置を行うこと。
- (5) 掘削溝の底面は、凹凸のないように平坦にすること。
- (6) 保護砂の厚さは、埋め戻し標準図のとおりとする。
- (7) 道路内の埋め戻しは、施工後に陥没、沈下等が発生をしないよう十分締め固めるとともに、埋設した給水管及び他の埋設物にも十分注意をすること。
- (8) 埋め戻しは、原則として厚さ 0.2m を越えない層ごとに、タンパー、転圧機等により十分突き固めを行うこと。
- (9) 道路を掘削する場合は、1 日間の作業範囲とし、掘り置きはしないこと。
- (10) 保護砂の敷均しは、突き固め又は水締めにより管周りに空隙のないよう施工すること。
- (11) 転圧は改良土等の埋め戻し材で 1 層目から行うこと。保護砂だけの機械転圧はしないこと。



6 ロケーティングワイヤーの施工

給水管に対して多少の緩みをもたせながら、下図のとおり配線すること。また、管探知をする際に容易に取り出せるよう止水栓筐等の上部まで配線を延長すること。

第一止水栓からメーターまで距離がある場合、メーターボックス内の止水栓まで配線するのが望ましい。



7 標準締付トルク (JWWA 規格)

(単位：N・m)

取付管の種類	標準締付トルク (サドル分水栓)	
	ボルトの呼び名	
	M16	M20
DIP (CIP) 鋳鉄管	60.0	75.0
VP 硬質塩化ビニル管	40.0	
SP 鋼管	60.0	75.0
HPPE 水道配水用ポリエチレン管	40.0	

第4節 水の安全・衛生対策

1 水の汚染防止

- (1) 飲用に供する水を供給する給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合するものを用いること。
- (2) 配管規模の大きい給水装置等で、配管末端に給水栓等の給水用具が設置されない行き止まり管は、配管の構造や使用状況によって停滞水が生じ、水質が悪化するおそれがあるので極力避けること。また、停滞水を排出する措置を行うこと。
- (3) 給水管路の途中に有毒薬品置き場、有害物の取扱所、汚水槽等の汚染源がある場合は、給水管等が破損した際に有毒物や汚物が水道水に混入するおそれがあるので、その影響のない所まで離して配管すること。
- (4) ビニール管、ポリエチレン管等の合成樹脂管は、有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油、有機溶剤等が浸透するおそれがある箇所には使用しないこととし、金属管（鋼管・ステンレス管

等)を使用することが望ましい。やむを得ず合成樹脂管を使用する場合は、保護管、ポリエチレンスリーブ(薬品用)等で適切な保護措置を施すこと。

- (5) 接合作業において、接着剤、切削油、シール材等の使用が不適当な場合には、これらの物質の流入や油臭、薬品臭等が発生する場合がありますので、必要最小限の材料を使用し適切な作業をすること。
- (6) 地下式の散水栓は、逆流の恐れや衛生上の問題があり、また、吐水口空間が確保できないため、立上式又は伸縮式散水栓とすること。ただし、収納時は水抜きされ、立上げ時のみ使用できるものとする。使用を希望する場合は事前に管理者と協議すること。
- (7) 消火水槽1次側配管等停滞水が発生する場合には、適切な位置に逆止弁を設置すること。

2 破壊防止

- (1) 給水栓等を急に閉めたとき、配管内の水の流れの変化による急激な圧力上昇(水撃作用=ウォーターハンマー)が発生し、配管に振動や異常音が起こる。頻繁に発生すると、管の破損や継手の緩みを生じ、漏水の原因となる。そのため、水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること。または、その上流に水撃防止器具を設置するなどにより適切な措置を行うこと。
- (2) 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持金具等で固定し、給水圧が高水圧となる場合は、減圧弁、定流量弁等を設置し、給水圧又は流速を下げること。
- (3) ボールタップを使用する場合は、原則として比較的水撃作用の少ない複式親子2球式及び定水位弁等からその給水用途に適したものを選定し、受水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板等の設置を行うこと。

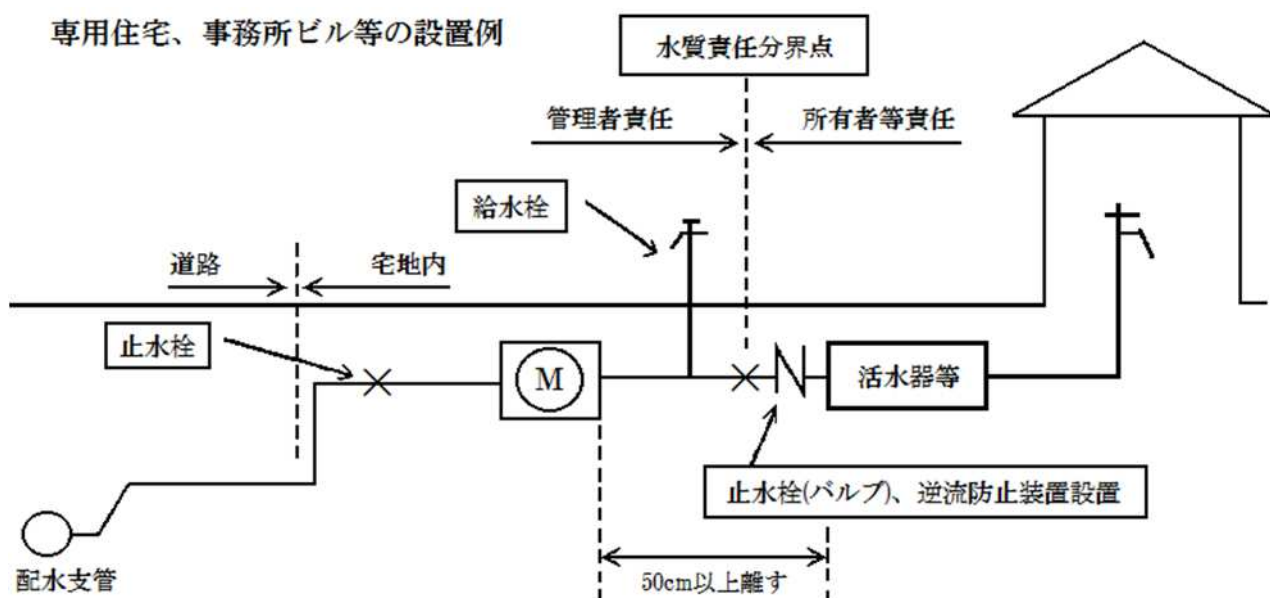
3 侵食防止

- (1) 電食の恐れがある場所では、非金属管を使用すること。金属管を使用する場合は、適切な電食防止措置を行うこと。
- (2) サドル分水栓の外表面防食については、ポリエチレンフィルムシートを使用してサドル分水栓全体を覆うようにして包み、粘着テープ等で確実に密着及び固定させること。
- (3) 管外面の防食については、ポリエチレンスリーブによる被覆、防食テープ巻き付け、防食塗料の塗り付け、又は外面被覆管を使用すること。
- (4) 管内面の防食は、鋳鉄管及び鋼管からサドル分水栓で分岐する場合は、防食コア(パーフェクトスリーブ又はステンレス製コア)を挿入すること。また、鋳鉄管の切り管の切り口面にダクタイル管補修用塗料を施し、鋼管継手部には、管端防食継手、防食コア等を使用すること。内面ライニング管の使用も可能とする。
- (5) 電食防止については、アスファルト系又はコールタール系等の塗覆装で、管の外周を完全に被覆、又は管路に電氣的絶縁継手を挿入すること。
- (6) 異種金属管との接続は、異種金属管絶縁継手等を使用すること。また、他の構造物等を貫通する場合は、ポリエチレンスリーブ、防食テープ等を使用し、管が直接構造物(コンクリート・鉄筋等)に接触しないよう施工すること。

4 逆流防止

- (1) 水が逆流するおそれのある場所においては、省令第5条第1項の規定の吐水口空間を確保すること、又は、逆流防止性能、負圧破壊性能を有する給水用具を逆流を防止できる適切な位置に設置すること。(例:コインランドリーの業務用洗濯機の流入管に逆止弁を設置。)
- (2) 事業活動に伴い、水を汚染する恐れのある有害物質等を取り扱う場所に給水する給水装置は、受水槽式とすること。

- (3) 意図的に水質、状態を改変させる機器（給湯器、製氷機、軟水器等）を設置する場合は、逆止弁付ボールバルブ等により逆流防止措置を行うこと。残留塩素を取り除く活水器等を給水装置の管路に設置する場合は下記（4）を参照すること。
- (4) 給水装置の管路に活水器等を設置する場合は、水質の責任分界点及び逆流防止を考慮し、次のとおり行い、その維持管理について、申込者に指導すること。
- ア メーターの二次側に 50cm 以上離して設置すること。
 - イ 水質検査に対応するため、一次側に水栓を設置すること。
 - ウ 一次側に止水栓及び逆止弁を設置すること。
 - エ 一次側止水栓を水質責任分界点とし、二次側の水質管理責任は工事申込者（所有者）とする。
 - オ 管理を怠ったことにより生じた問題は、当事者間で解決することを工事申込書の協議欄に明記すること。
- ※ 磁気式等で給水装置の外側に設置し、水道水に接触しないタイプの活水器等については給水装置として扱わないが、メーターの計量性能及び検針業務並びにメーターの取替業務に影響が及ばない場所（メーターから 50cm 以上離すこと）に設置すること。



活水器等取付け標準図

5 凍結防止

凍結するおそれがある場所では、耐寒性能を有する給水装置を設置すること、又は、断熱材で被覆する等により適切な凍結防止の措置を行うこと。

- (1) 屋外配管は原則として、土中に埋設し、かつ埋設深度は凍結深度より深くし、露出管は保温材で適切な防寒措置を行うこと、又は、水抜き用の給水用具を設置すること。
- (2) 屋内配管は必要に応じて、管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置すること、又は、保温材で適切な防寒措置を行うこと。
- (3) 結露の恐れがある給水装置には、適切な防露措置を行うこと。

6 クロスコネクション（配管誤接合）防止

近年、多目的に水が使用されることに伴い、用途の異なる管が給水管と近接配管され、外見上判別しがたい場合があるので、クロスコネクションを防止するため、管の外面にその用途が識別できるように表示すること。また、井水給湯器や受水槽以降との接続も同様である。

第5節 水道メーターの取扱い及び設置基準

1 水道メーター

メーターは、給水装置に取付け、需要者が使用する水量を積算計量する計量器である。計量水量は、料金算定の基礎となるもので正確な計量が求められることから、計量法に定める特定計量器の検定に合格したものを設置する。検定有効期間が8年であるため、その期間内に検定に合格したメーターと取替しなければならない。そのため、適正な位置に設置し、正確かつ効率的に検針でき、かつ維持管理及び取替が容易にできること。さらに、適正な計量のためメーターの前後に所定の直管部を確保する必要がある。

2 メーターの取扱い

メーターは、需要者に対し管理者が貸与しているものであるため、その取扱いには十分注意すること。メーターを受領してから取付けまで、取外してから返却までに期間を要する場合は以下の点に留意すること。

ア 異物混入や通風による空転での積算値の変更を避けるため、保管中は流入、流出口の保護キャップを外さないこと。

イ 温度を5～55℃以内とし、衛生上適切な場所で保管すること。

ウ 落下等の強い衝撃を与えないこと。

3 メーター及びメーターボックスの設置

(1) 設置場所

ア メーターの設置場所は、原則として官民境界もしくは道路境界から管延長2.0m以内の敷地(宅地)内で、屋外とすること。ただし、当該箇所への設置が困難である場合は、「(3)宅地内の仕切弁又は止水栓の設置」を順守のうえ設置すること。

イ メーターが水平に設置できる場所であること。

ウ 維持管理上支障がなく、かつ道路又は通路等から点検、開閉栓作業、メーター取替業務が容易にできる場所であること。

エ 玄関の前や空き地部分がない場合等で、やむを得ずブロック塀等の切り抜き(トンネル状)によりメーターを設置する場合のスペースの確保は、高さ H=60cm、幅 L=60cm、奥行 W=50cm 以上とすること。

(2) 設置環境

ア 便所の汲み取り口、浄化槽、汚水桝等不衛生な場所の周囲でないこと。

イ 炊事場、洗濯場、暗い場所又はメーターの検針、点検および取替を妨げる障害物(自動車、植木鉢、自動販売機、資材、樹木等)がないこと。

ウ 店舗等の場合は、営業時に陳列台その他商品等の下敷きとなるおそれのある場所でないこと。

エ 地下室でないこと。

オ 道路敷でないこと。

カ 私道又は敷地内であっても、車両等の重量物の通行する場所でないこと。

キ 水はけがよく衛生的であり、メーターが汚染、損傷、埋没、点検障害等のおそれのない場所であること。

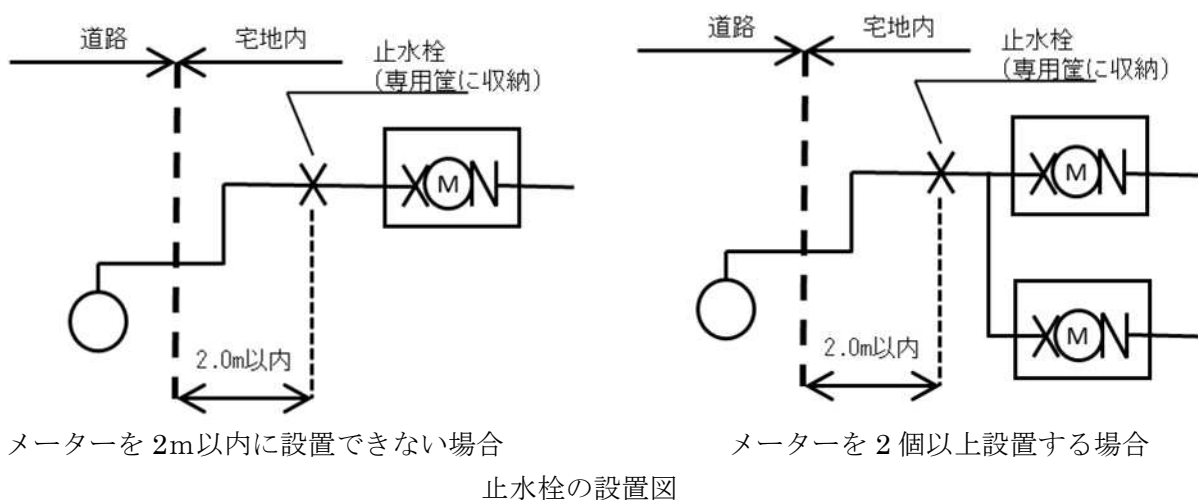
ク ボックスの据付仕上げは、床面と水平とし、土砂面の場合は若干高めとすること。

(3) 宅地内への仕切弁または止水栓の設置

ア メーター設置を官民境界もしくは道路境界から管延長2.0m以内の敷地(宅地)内にできない場合は、仕切弁または止水栓を設置すること。

イ 敷地(宅地)内に設置する仕切弁または止水栓は、専用の筐(鋳鉄製)に収納のうえ、開閉操作の容易性を考慮し、官民境界もしくは道路境界に近接した管延長2.0m以内に設置すること。

ウ 一敷地内に給水装置が2つ以上になる場合は官民境界もしくは道路境界から管延長2.0m以内の敷地内に第一止水栓を設置すること。



(4) メーターボックスの仕様

メーターボックスの仕様は、「別表 メーターボックスの仕様等」のとおりとする。

(5) メーターの取付け

メーターは水平に取付け、止水栓、逆止弁とともに前後メーター取付け部が容易に作業を行えるよう、メーターボックス内に収め、メーター受台、土砂流入防止板をセットすること。

(6) 遠隔表示機

口径 50mm 以上の遠隔式メーターを設置する場合は、防水対策を行った遠隔表示機を原則としてメーターから 10m 以内の検針及び遠隔表示機・コードを含むメーター取替を容易にできる場所に設置すること。

(7) その他

ア 施錠装置等により、メーターの設置場所への立ち入りに制限を設ける場合は、メーターの検針及び取替え等、水道局の業務が支障なく行えるよう、当該施錠装置の解除方法を「施錠装置の解錠方法（解錠方法の変更）届出書」により管理者に届け出ること。

イ メーター設置場所が維持管理上不適と認められる場合には、その位置の変更または改善させることがある。その変更等に要する費用は、原因者の負担とする。

ウ コインランドリーやコンビニ等で、日中のメーター交換が困難な場合はメータバイパスユニットの設置が望ましい。

(8) 集合住宅等におけるメーター及びメーターユニットの設置

ア 各戸メーターの種類及び設置方法

各戸検針の場合は、原則として各階の共用部にあるパイプシャフト（以下「PS」という）内にメーターユニットを用いて設置すること。（消火系統用等各住戸以外に使用するメーターについても同様とする。）

また、原則として平型直読メーターを設置するものとし、管理者が必要と認めた場合のみ集中検針用記憶装置付水道メーター（電子メーター又はリモートメーター）を設置することができる。

イ メーターユニット

メーターユニットは、ボール式止水栓（ハンドル着脱式）、逆止弁、ユニットベースで構成されたもので、管理者の承認を得たものとする。メーターユニットの上流側は、メーターユニット用フレキシブル継手を使用し、配管（金属管）側は絶縁処理を施すこと。（管用平行めねじを使用する場合は、袋ナット部に絶縁帯を組み込むこと。）また、絶縁処理をしない場合は、別途、絶縁継手を使用すること。

ウ PS の設置場所及び構造

- (ア) PS は、共用通路に面したところで、常時容易に点検ができ、維持管理に支障がない場所及び構造とすること。
- (イ) 全面隠ぺいを原則とし、前面開閉できる扉を設けること。
- (ウ) 扉を施錠する必要がある場合は、その方法等について管理者と協議すること。
- (エ) 底面は、外部に水はけができ住居内に浸水しない構造とすること。
- (オ) メーターユニット又は止水栓・端子ボックス等に各戸ごとの識別票を付け、標識番号・部屋番号を記載すること。

エ PS の大きさ

PS の大きさは、次に掲げる基準以上のものとする。

(単位：mm)

メーター口径	有効幅	奥行	扉幅	扉高
20・25	600	300	600	1,000

オ PS 内におけるメーターの設置方法は以下の通りとする。

- (ア) PS の扉に対して並行にし、手前に寄せて設置すること。
- (イ) 水平に設置すること。
- (ウ) 床面からメーター通水軸で 50mm 以上 1,000mm 以内とし給水栓の位置より低位置とする。また、同一 PS 内で、並行して段差のあるユニットを形成する場合、架台はステンレス等の錆びない材料とし、アンカーボルトで床に固定すること。
- (エ) PS 内に設置することが困難な場合は管理者と協議すること。

メーター口径	20mm	25mm	25mm	40mm	50mm	75mm	
ボックスの種類	25mm 用	25mm 用	30mm 用	40mm 用	75 mm用	100 mm用	
構造及び形状	①	四方受け構造とし、蓋、枠及び底による構造であること。				四方受け構造とし、蓋（大蓋・小蓋）、枠及び底による構造であること。	
	②	樹脂製である場合は、金属探知機に反応を示すよう、金属板を取付けた構造であること。				蓋は落とし蓋方式。小蓋は着脱自在であること。	
	③	蓋は、蓋の受枠から着脱な自在構造であること。					
	④	土砂流入防止板及び泥除板が使用できる構造であること。					
寸法	メーターの1次側にボール式伸縮止水栓、2次側に逆止弁を収納できること			メーターの2次側に伸縮付逆止弁を収納できること	メーターの1次側に伸縮補足管、2次側に逆止弁を収納できること		
表示	蓋の表面には「積載禁止」（鋳鉄製の場合は非表示）ならびに「量水器」の文字						
材質	樹脂製または鋳鉄製で管理者の承認を得たもの。 口径 50mm 以上で、コンクリート打設、コンクリートブロック等を使用し自作する場合、その仕様について事前に協議すること。						
メーターパッキン	JIS 規格 K6353（水道用ゴム）に規定するⅢ類デュロメータ硬さ 70 から 80 ※O リングは使用不可						

別表 メーターボックスの仕様等

各戸メーター設置要領

